

平成 23 年度新潟県地域支え合い体制づくり事業募集要項（二次募集）

1 目的

本事業は、高齢者や障害者等をはじめ誰もが地域で安心して暮らせるよう、高齢者等を見守り、支え合う温かな社会づくりを目指し、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等が行う新たな地域支え合い活動等を募集し、これを支援することを目的とします。

2 募集事業

(1) 対象事業

次に掲げる高齢者や障害者等への日常的な見守りや支え合い体制づくりにつながる事業で、平成 24 年度以降（概ね 3 年間程度以上）継続できる事業を募集します。

ア 地域の支え合い活動の立ち上げ事業

新たに地域の高齢者や障害者等への見守り活動や支え合い活動等を行う事業

イ 地域活動の拠点づくり事業

新たに高齢者や障害者等を支える地域活動の拠点となる施設や地域住民の交流の場等を整備する事業

(2) 対象とならない事業

次に掲げる事業は、本事業の対象となりません。

ア 既の実施している事業。ただし、新たな取組みを加えたり、活動の輪を広げたりなど、既存事業を拡充・強化するものは、本事業の対象とすることができます。

イ 営利を目的とする事業

ウ 他の補助制度等により、現に当該事業の経費の一部を負担又は補助している事業

エ 利用者負担を直接的に軽減する事業

オ 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

カ 公序良俗等に反する事業

キ その他本事業の目的に反する事業

(3) 募集事業数

概ね 30 件程度（予算及び応募状況により変更となる場合があります。）

3 応募資格者

応募者は、次に掲げる全ての要件を満たす団体（グループ）に限ります。（個人での応募はできません。）

ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体（グループ）でないこと。

イ 暴力団又は暴力団に関係する団体（グループ）でないこと。

ウ その他本事業の趣旨にふさわしくない団体でないこと。

4 補助金

審査の結果、採択された事業について、予算の範囲で補助金を交付します。

(1) 補助対象経費及び補助基準額

別表のとおり。

(2) 補助額

採択された補助対象経費について、補助基準額の範囲で補助額が決定されます。

(3) 補助対象期間

補助金は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までに支払われた経費が対象となります。

なお、本補助金で購入した備品等の納品や工事などは平成24年3月31日までに完了する必要があります。

(4) 補助金の手続等

補助金の交付に当たっては、採択候補事業として決定後、改めて「新潟県地域支え合い体制づくり事業補助金交付要綱」に基づき、補助金の交付手続きを行っていただきます。

提出いただいた交付申請書類を審査し、適正と認めた事業について補助金の交付決定をします。

5 事業の審査及び採択

(1) 審査方法

応募いただいた事業について、別に設置する「事業審査委員会」においてその内容を審査し、採択事業を選定します。

(2) 審査基準

採択事業の選定に当たっては、本事業の趣旨との合致性、事業の実現性、先進性、継続性・発展性、事業効果、団体の適格性等の視点から総合的に審査を行います。

(3) 審査結果

審査の結果は、申請者に文書により通知します。

なお、審査の結果、事業内容、金額等の変更を求め又は採択条件をつける場合があります。

また、審査に関する照会・問い合わせや審査結果に対する異議申し立ては、一切受け付けません。

6 応募手続

(1) 募集期間

平成23年11月11日（金）まで（当日消印有効）

(2) 提出書類

① 応募申請書

② 団体等の概要、活動内容がわかる書類（定款、会則、役員・会員名簿、会計報告書、活動記録、会報等）

③ 応募活動に関する資料

※ 応募申請書は、県高齢福祉保健課又は県ホームページ等で入手できます。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kourei/1309208552346.html>

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

応募書類を持参、郵送又はFAXにより提出してください。

(5) 提出先
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課 在宅福祉係

(6) その他
審査に際し必要がある場合は、書類の追加提出やヒアリングをお願いすることがあります。

7 応募に当たっての留意事項

- (1) 採択された事業については、県のホームページ等により団体名や活動内容等を公表します。
- (2) 事業の実施に当たり、県、市町村、その他の団体が行う地域の見守り・支え合い活動との連携・協力を求めることがあります。
- (3) 事業実施について、関係法令に規定する許認可等が必要な場合、当該許認可等を得られる見込みが必要です。
- (4) 車両、物品、制服等については、県指定のマークを表示するなど、地域支え合い活動の広報活動に協力を求めることがあります。
- (5) 補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分する他、県補助金交付規則等の関係法令を順守していただきます。
- (6) 補助期間終了後5年間程度、必要に応じて報告を求めたり、調査を行うことがあります。
- (7) 補助事業に係る予算及び決算について証拠書類を整理し、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管する必要があります。
- (8) 本補助で取得した財産について、活動目的に反して使用した場合は、補助金を返還していただく場合があります。
- (9) 国又は県の監査等を受けていただく場合があります。
- (10) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者及び関係者に不法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とします。
- (11) 提出いただいた書類については、返却いたしません。

8 手続きの流れ（二次募集分。予定）

平成23年11月11日 }	募集締切 審査 採択候補事業決定通知
12月上旬以降	補助金交付申請
12月下旬以降	補助金交付決定
平成24年3月31日	補助対象経費の支出期限
4月20日	実績報告書の提出
5月末	補助金額の確定・精算

- 9 応募申請書提出先・問い合わせ先
新潟県福祉保健部高齢福祉保健課 在宅福祉係
〒950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4-1
電 話 025-280-5192
F A X 025-280-5229
E-mail ngt040230@pref.niigata.lg.jp

別表

補助対象経費及び補助基準額

区 分	補助対象経費	補助基準額
(1) 地域の支え合い活動の 立ち上げ事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな事業の立ち上げに必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費 ・ その他知事が特に必要と認める経費 	1 事業につき 3,500 千円
(2) 地域活動の拠点づくり 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな拠点整備に必要な報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費並びに備品購入費 ・ その他知事が特に必要と認める経費 	1 事業につき 1,000 千円

(注) 1 次の経費は補助対象となりません。

- (1) 賃金、給与等
- (2) 食糧費、飲食費等
- (3) 補助金、交付金、寄付金、貸付金、利子、投資及び出資金等
- (4) 個人で利用する備品・物品の購入
- (5) その他事業に直接関係ないと認められるもの

2 既存事業を拡充・強化する場合の補助対象経費は、原則として、拡充等に係る部分に限られます。